

災害時における実験動物の取り扱いについて

動物実験委員会

地震等の緊急災害時においても実験動物の管理は守られなければならないので、以下のよう
な取り扱いを遵守する事とする。

1. 動物飼育施設が損壊し、実験は継続できなくなっても、実験動物の飼育の継続が
可能である場合は、実験動物への給水および給餌を確保し、実験動物へストレスがかか
らないように留意する。
2. 動物飼育施設が損壊し、実験および実験動物の飼育が不可能になった場合は、実
験動物を速やかに安楽死させる。実験動物の死体は規程に従って処理する。
3. 地域住民への配慮を優先し、動物飼育施設の損壊による実験動物の拡散は決して
招いてはならない。